

環循規発第 1910114 号  
環循施発第 1910113 号  
令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について  
(通知)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB を含有する塗膜を廃棄する際には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じた適正な処理を行う必要がある。

PCB を含有する可能性のある塗膜については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号通知）に基づき、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断基準をお示ししたところであるが、「ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について」（令和元年 6 月 27 日事務連絡）（別添参考）により、その適切な試料採取（サンプリング）方法は別途周知することとしていた。

今般、PCB を含有する可能性のある塗膜の低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に当たり、別紙のとおり適切な塗膜のサンプリング方法を策定したので通知する。

なお、本サンプリング方法は、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に加え、塗膜の PCB 濃度の把握においても適用するものであると同時に、今後実施する PCB を含有する可能性のある塗膜のサンプリングに適用するものであり、既にサンプリングに着手済みの施設について遡及させる必要はない。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（以上）



## ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法

下記1～4の方法は、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する可能性のある塗膜のサンプリングを実施するまでの基本的な方法を示したものであり、事前調査において下記に示す情報以外の情報を収集することや下記に示すサンプリング数又はサンプリング量と異なるサンプリングを行う(分析に必要なサンプル量確保を前提とする)ことなど適切な方法により実施することを妨げるものではない。

### 1. 事前調査

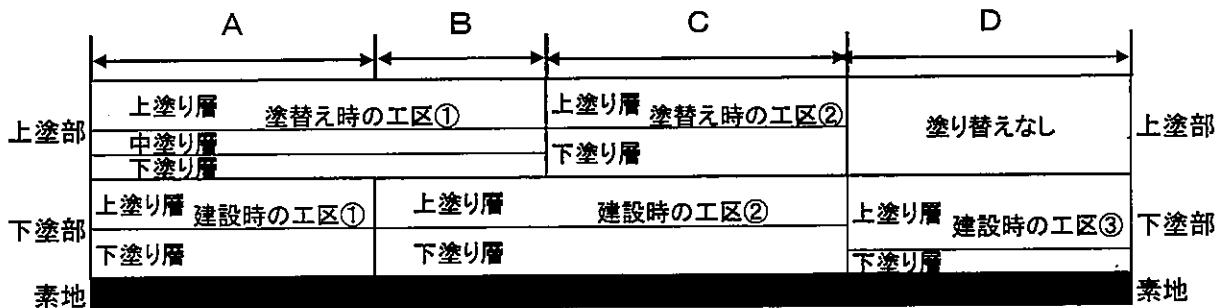
塗膜のサンプリングについては、対象施設毎に同一の塗膜構成毎に行うこととする。なお、同一の施設においても複数の塗装系が適用されている場合や、過去に部分的な塗替え塗装が行われている場合があるため留意が必要である。塗膜構成の調査は、建設時の塗装工区、塗替え時の塗装工区等に係る情報(※)の確認、施設写真の参照、現地踏査の実施などにより行う。以上の方で塗膜構成の把握が困難な場合においては、ケレン棒等の工具や剥離剤を用いて素地まで確認する(具体的な確認の単位については、塗膜構成が十分把握できるよう、塗装工事の情報等から判断すること)などの適切な方法により行う。

調査に当たり、複数の異なる塗装工区において、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられていることにより、塗膜構成が同一と判断されるものがある場合には、これらの塗膜構成を一つの塗膜構成として扱って差し支えない(例:下記イメージ図において、建設時の工区①と建設時の工区②がそれぞれ同じ層の数からなり、かつ、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられている場合、塗膜構成Aと塗膜構成Bは同じものとみなすことができる)。

#### (※) 塗装工区等に係る情報の例

- ・施設の塗装歴表示
- ・架設年次等の情報が記載された銘板
- ・施設台帳
- ・設計時の建設図書
- ・補修履歴
- ・補修設計図書
- ・定期点検結果

### <現況の塗膜構成（A～D）のイメージ>



### 2. サンプリング場所

事前調査に基づき、現況の塗膜構成毎に、塗装状態（塗膜の剥がれ等の状況）から、可能な限り、塗装の劣化等が比較的少なく、かつ直射日光や水掛かりの影響を受けにくい場所をサンプリング場所として選定する。その際、現況の塗膜厚が周辺よりも薄くなっている部位からのサンプリングは避ける。例えば、一般的な鋼橋の場合、塗膜が比較的健全であり、かつ直射日光を受けにくい内側面の腹板などの部位からサンプリング場所を選定する。

### 3. サンプリング数及び量

サンプリング数は、サンプリング場所ごとに 1 箇所以上とする。サンプリング量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量とし、スクレーパー、ヘラ、ケレン棒等の工具を用いて適切に採取する。また、可燃性物質を貯蔵するタンク等については、塗膜を削り取る際に静電気や火花が生じ、火災や爆発等の事故につながるおそれがある場合や、作業において飛散防止効果が期待される場合など、実際の塗膜の除去工事においても剥離剤を使用することが望ましいと判断される場合には、サンプリングにおいて必要に応じ剥離剤を使用することもできる。

また、事前に分析会社との間でサンプリング方法（乾燥・湿潤等）や、分析に必要なサンプル量について協議すること。

### 4. 分析

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第4版）（令和元年10月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）」等に基づき、PCB 汚染物への該当性を判断するとともに、PCB 濃度を適切に把握するものとする。

令和元年 6 月 27 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について  
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

PCB汚染物については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（通知：環循規発第1903283号、環循施発第1903281号）により、その該当性判断基準をお示したところである。

本年5月22日の参議院決算委員会において、添付のとおり、PCB汚染物のうちPCBを含有した塗膜（PCB含有塗膜）については、その施設の部位によってPCB濃度に濃淡がある場合は、特定の部位のPCB濃度のみによって当該施設全体の塗膜のPCB汚染物への該当性を判断することは適當ではないとの指摘がなされたところである。このため、PCB含有塗膜に係るPCB汚染物への該当性の判断における塗装の方法等に応じた適切な試料採取方法を周知することとしているが、それまでの間、留意されたい事項について下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- ① 製品としてPCBを含有する塗料（PCB含有塗料）は、昭和41年から昭和47年まで製造された塩化ゴム系塗料の一部に使用され、これらは昭和49年までの塗装に使用された可能性がある。
- ② 以下の施設・設備のうち、昭和41年から昭和49年までに建設又は塗装されたものにPCB含有塗料が使用された可能性がある。
  - 鋼製橋梁
  - 鋼製洞門
  - 排水機場の鋼構造物

- ・ 鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）
- ・ 水門・鉄管の鋼構造物
- ・ 鋼製船舶

③ ②の施設・設備においてPCBの染み込み又は付着等が確認された場合は、当該施設・設備全体の塗膜がPCB汚染物に該当するものとして安全側で取り扱うこととされたい。

(以上)



<p>環境省自然環境局長 正田 寛君</p> <p>環境省環境再生・資源循環局長 山本 昌宏君</p> <p>環境省環境再生・資源循環局次長 森山 誠一君</p> <p>原子力規制委員会原官房緊急事態対策監 統局第一局長 三田 啓君</p> <p>会計検査院事務総局第三局長 森 裕君</p> <p>会計検査院事務総局第五局長 戸田 直行君</p> <p>説明員</p>	<p>環境省総合環境政策統括官 中井徳太郎君</p> <p>山形 浩史君</p> <p>山形 浩史君</p> <p>会計検査院事務総局第一局長 三田 啓君</p> <p>会計検査院事務総局第三局長 森 裕君</p> <p>会計検査院事務総局第五局長 戸田 直行君</p>
<p>○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。</p> <p>委員の異動について御報告いたします。</p> <p>昨日までに、浅田均君、小西洋之君、熊野正士君、浜口誠君、宇都史郎君及び中西祐介君が委員を辞任され、その補欠として田中邦子君、杉久武君、矢田わか子君、川田龍平君、青山繁晴君及び元榮太一郎君が選任されました。</p> <p>また、本日、杉久武君が委員を辞任され、その</p>	<p>○委員長(石井みどり君) 平成二十一年度決算外二件を議題といたします。</p> <p>本日は、復興庁、総務省及び環境省の決算について審査を行います。</p>
<p>本日の会議に付した案件</p> <p>○平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書(第百九十七回国会内閣提出)</p> <p>○平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百九十七回国会内閣提出)</p> <p>○平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(復興庁、総務省及び環境省の部)</p> <p>○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。</p>	<p>○委員長(石井みどり君) この際、お詫びいたします。</p> <p>議事の都合により、これら決算の概要説明及び決算検査の概要説明は、いずれも省略して、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。</p> <p>速記を止めてください。</p> <p>〔速記中止〕</p>
<p>本日の会議に付した案件</p> <p>○平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書(第百九十七回国会内閣提出)</p> <p>○平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百九十七回国会内閣提出)</p> <p>○平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(復興庁、総務省及び環境省の部)</p> <p>○委員長(石井みどり君) ただいまから決算委員会を開会いたします。</p>	<p>○委員長(石井みどり君) 速記を起こしてください。</p> <p>○委員長(石井みどり君) これより質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は順次御発言願います。</p> <p>○青山繁晴君 自由民主党の青山繁晴でございます。</p> <p>国会審議は全て意義深いのであります。この決算委員会は特に意義深いというふうに理解しておりますので、質問の機会をいただきましてありがとうございます。党利党略でなく、國益のためにこそ質問いたします。</p> <p>まず、原田義昭環境大臣にお尋ねいたしました。</p> <p>福島原子力災害の被災地におきましては、今も、この瞬間も父祖の地を取り戻すための努力が続いています。予算を投入して除染が行われまして、既に完了した地域もあります。しかし、住民の方々のふるさと復帰はなかなか進まないのが現実であります。そこには複合的な深刻な要因があります。</p>

補欠として宮崎勝君が選任されました。

○委員長(石井みどり君) 平成二十一年度決算外二件を議題といたします。

本日は、復興庁、総務省及び環境省の決算について審査を行います。

○委員長(石井みどり君) この際、お詫びいたします。

議事の都合により、これら決算の概要説明及び決算検査の概要説明は、いずれも省略して、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

りませんけれども、本日は質問時間が短いですか

ら、一つに絞つてお聞きします。

それは、事故の発生当時に、IAEA、国際原子力機関の国際原子力事象評価尺度において、日本国チエルノブイリ事故と同じくレベル7とされることです。

不肖私は、民間時代から実務上の専門分野の一つが危機管理でありますから、事故の発生直後の西暦二〇一一年四月十五日に、許可を得て、当時の警戒区域を含む被災地を広範囲に回って状況を調査いたしました。翌週の四月二十二日には、これも許可を得て、作業員以外では初めて福島第一原発の構内に入り、状況を調べました。その際、放射線量も自ら測り続けました。その結果として申せば、チエルノブイリ事故とは福島の現実は全く異なることは、その当時から既にして明らかでありました。

例えば、放射線障害。直接の放射線障害で亡くなつた方は、現在のところ福島においてはゼロです。ところが、チエルノブイリにおいては、当時の、はつきり申せば情報公開しないソ連当局の発表でも二十三人でありましたが、世界の専門家では、はるかに桁違いの直接の放射線障害による死はされた方がいらっしゃるというは広く推定されているところです。

誤解があつてはいけないのであえて申しますけれども、福島原子力災害におきましても、事故の関連死、すなわち誤った避難の仕方などによって不幸にも亡くなられた方は、何とおよそ二千人に及ぶという現実は一方であります。こうした事実は私が国会に出ましてから何度も質問いたしました。

まず、原田義昭環境大臣にお尋ねいたしました。

福島原子力災害の被災地におきましては、今も、この瞬間も父祖の地を取り戻すための努力が続いています。予算を投入して除染が行われまして、既に完了した地域もあります。しかし、住民の方々のふるさと復帰はなかなか進まないのが現実であります。そこには複合的な深刻な要因があります。

また、IAEAにおける議論への対応方針等についても、原子力規制委員会が説明するべきもの

りますけれども、本日は質問時間が短いですか

ら、一つに絞つてお聞きします。

それは、事故の発生当時に、IAEA、国際原子力機関の国際原子力事象評価尺度において、日本国チエルノブイリ事故と同じくレベル7とされています。

不肖私は、民間時代から実務上の専門分野の一つが危機管理でありますから、事故の発生直後の西暦二〇一一年四月十五日に、許可を得て、当時の警戒区域を含む被災地を広範囲に回って状況を調査いたしました。翌週の四月二十二日には、これも許可を得て、作業員以外では初めて福島第一原発の構内に入り、状況を調べました。その際、放射線量も自ら測り続けました。その結果として申せば、チエルノブイリ事故とは福島の現実は全く異なることは、その当時から既にして明らかであります。

例えば、放射線障害。直接の放射線障害で亡くなつた方は、現在のところ福島においてはゼロです。ところが、チエルノブイリにおいては、当時の、はつきり申せば情報公開しないソ連当局の発表でも二十三人でありましたが、世界の専門家では、はるかに桁違いの直接の放射線障害による死はされた方がいらっしゃるというは広く推定されているところです。

誤解があつてはいけないのであえて申しますけれども、福島原子力災害におきましても、事故の関連死、すなわち誤った避難の仕方などによって不幸にも亡くなられた方は、何とおよそ二千人に及ぶという現実は一方であります。こうした事実は私が国会に出ましてから何度も質問いたしました。

まず、原田義昭環境大臣にお尋ねいたしました。

福島原子力災害の被災地におきましては、今も、この瞬間も父祖の地を取り戻すための努力が続いています。予算を投入して除染が行われまして、既に完了した地域もあります。しかし、住民の方々のふるさと復帰はなかなか進まないのが現実であります。そこには複合的な深刻な要因があります。

また、IAEAにおける議論への対応方針等についても、原子力規制委員会が説明するべきもの

○理事(西田昌司君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、矢田わか子君が委員を辞任され、その補欠として木戸口英司君が選任されました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造でございます。お役に立てるよう質疑をしたいと思います。今日は、原田大臣、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

P.C.B.についてお伺いをしたいと思いますが、このP.C.B.は、電気絶縁性が強く、燃えない、安定性が高いということで広く用いられてきました。

水に溶けず脂肪に溶けるということで、体に一度入るとなかなか排せつすることができなくなるということ、そして安定をしておる性格上、一度例えば皮下脂肪などに入りますと、いつまでも刺激を与え続けることと、治らない、そういう問題もあります。黒い赤ちゃん、みんな本当に氣の毒だと思います。一度と繰り返してはならない、しっかりとP.C.B.の処理をしていかなくてはならないわけあります。

今日、資料の中に通知を提出してござります。

その後には国会の会議録もお示ししておりますが、かつてはP.C.B.があればP.C.B.の汚染物として処理をするとしていたものを、通知によって、含有濃度が〇・五ミリグラム・バー・キログラム以下のものは低濃度P.C.B.の汚染物には該当しないと、そういう整理をしたものであります。

まずは、この通知を発出するに至った経緯についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。低濃度P.C.B.廃棄物につきましては、その処理した後の処理物の濃度基準、いわゆる卒業基準は規定されておりますが、今御指摘のありました、何が低濃度P.C.B.廃棄物に該当するかという該当性の判断基準は、今まで一部の廃棄物を除いてこれまで明確になっておらず、自治体が判断が分かれてしまうことなどから課題となつております。

○政府参考人(山本昌宏君) 多くは焼却されてい

それでP.C.B.廃棄物の適正な処理における支障となつたことから、今般、低濃度P.C.B.汚染物の該当性判断基準を明確化したことになります。

○秋野公造君 塗膜についてお伺いをしたいと思いますけど、新たな判断基準、新たに示された判断基準でP.C.B.非該当とされた塗膜による環境中のP.C.B.排出量、どのようにお考えになつておられます

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。ただいま御指摘のありました判断基準によりまして低濃度P.C.B.廃棄物に当たらないと判断され

た塗膜につきましては、通常の産業廃棄物としてその性状に応じて廃プラスチック類あるいは汚泥に分類されることになります。これらにつきましては、基本的には焼却処理をされて判断基準以下で存在しているP.C.B.も分解されるということになりますので、環境中に排出されることはないと考えております。

○秋野公造君 これまで低濃度P.C.B.廃棄物は八百五十度一秒の燃焼で処理をさせていたかと思いますが、それとも、通常の産廃で扱いますとどのように燃焼することになりますか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。廃棄物処理法の施行規則によりまして、技術上の基準、維持管理基準が定められておりまして、通常の産業廃棄物処理施設におきますと、燃焼ガスの温度を八百度C以上、一秒以上の滞留といふこととされてござります。

○秋野公造君 この八百度一秒でP.C.B.は分解されると考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) 八百度C以上で滞留

ると考えますが、非該当と判断された塗膜のうち、一部の汚泥について埋立処分が行われることについては考へられます。

ただ、仮に埋立処分される場合におきましても、管理型あるいは遮断型最終処分場において行

われることになりますので、まず、管理型最終処分場につきましては、浸出液の処理設備を設けて、放流水が排水基準に適合するということになりますでしょうか。

また、遮断型最終処分場におきましては、地下水等から遮断された形で埋立処分されることから、環境中に流出するおそれはないと考えております。

また、遮断型最終処分場におきましては、地下

水等から遮断された形で埋立処分されることから、環境中に流出するおそれはないと考えております。

○秋野公造君 今までの話は、P.C.B.の濃度が一機であるという場合に限られる話にならうかと思

います。私が問題意識を持つているのは、資料をカラーでお示ししているものを御覧いただたらと思います。

○秋野公造君 先ほど申し上げましたけれども、濃度の濃度があるものについては高濃度のP.C.B.が混入する可能性があるのではないかというのが私の

問題意識であります。例えば、たまたま薄いと塗膜を、先ほど申し上げましたけれども、濃度の濃度があるものについては高濃度のP.C.B.が混

入する可能性があるのではないかというのが私の

問題意識であります。これを測定をして、それでも例えはP.C.B.非該当であつたりするようなことがあつてはならない

こととされてござります。

○秋野公造君 この八百度一秒でP.C.B.は分解されると考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

時間二秒以上の条件によりまして微量P.C.B.含有油のP.C.B.は分解されるということが技術的には確認されています。

○秋野公造君 焼却されずに埋立処分をされるものはありませんか。その対応について見解を伺い

りますとか塗装の塗り替えの頻度、あるいは使用された塗料の種類等に応じて分けをするなど、合理的な方法によりサンプリングしたものを分析してP.C.B.濃度を把握することは必要だと考

えております。

現在、御指摘も受けまして、適切なサンプリングの方法につきましては検討に着手しておりますが、問題は、その基準が示されるまでの間、どうするかと

たいと考えております。

○秋野公造君 提案を対応していただけるということは感謝を申し上げたいと思いますが、問題は、その基準が示されるまでの間、どうするかと

いうことであります。

大臣にお伺いをしたいと思います。

この昭和四十一年から四十九年の歴史、この頃の塗料の中にはP.C.B.が含まれている可能

性があり、先ほど申し上げたとおり、高濃度P.C.B.といつたものも混入する可能性があるのです

ではないかと思います。この基準が示されるまでの間、どうするかと

いうこととであります。

○秋野公造君 これまでP.C.B.汚染物は

P.C.B.汚染物に該当するとして処理をするよう

な、そんな考え方があつてもいいのではないかと私は考えますが、大臣の御見解、お伺いをしたい

と思います。

○国務大臣(原田義昭君) これまでP.C.B.汚染物の該当性の判断基準が一部明確でなく、適正な処理の支障となつていたために、今般、判断基準を定めました。その必要性について御理解いただきたいと考えております。

また、御指摘の塗膜のサンプリング方法につきましては、速やかに結論を得た上で周知を図つてしまいりたいと思います。

また、御指摘の塗料が使われた施設について

は、場所によって濃淡があるということがござい

ますので、事業者が試料採取すべき箇所や数を現

場で個別に判断した上でP.C.B.濃度を分析して、自治体が、入念なサンプリングの代わりに、P.C.B.染み込み又は付着等の確認をもつて全体をP.C.

B汚染物に該当するものとして常に安全側で取り

扱うということも、むしろそちらの方が望ましいのではないかと、こう考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。大臣の今の御答弁のあった塗膜の取扱いに対する考え方についても自治体に周知しますか、御見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) ただいま御答弁申し上げた内容につきましては、情報整理の上、自治体に周知してまいります。

○秋野公造君 どうぞよろしくお願ひをしたいと存じます。

○政府参考人(山本昌宏君) お答え申し上げます。

国土交通省は、橋梁等の対応についてどのように対応されるおつもりか、考え方をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(柳真一君) お答えを申し上げます。

国土交通省におきましては、橋梁の塗装塗り替え工事において、塗装に含まれるPVCや鉛の飛散を防止するため、工事着手前までに、塗装履歴などを踏まえ、成分調査を行い、PVC等の含有について確認することとしております。

また、PVC等が含有していることが確認された場合には、厚生労働省が定めた作業上の安全に関する基準に基づいて作業を行うこととしております。

さうした工事で剥ぎ取ったPVC等を含む塗膜

くずについては、平成二十八年七月に閣議決定されましたPVC廃棄物処理基本計画及び関係法令に基づき、適切に廃棄処理を進めております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

國がこの安全域で処理を行つては、従前と変更なく、PVC等を含む塗膜について安全かつ適切に処理を進めてまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

一方で、このPVCの処理に当たり、この鉛を含有しているものにつきまして、鉛を含有してい

及び鉛の廃棄物の処理の推進につながるかと思ひます。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘のような処理施設の認定申請をいただいた場合には、認定要件に照らしまして、また実証試験の結果等を踏まえ、専門的な者の意見を聞いた上で、科学的、技術的知見を含めた総合的な判断がなされることになります。

ただ、今御指摘のありました溶融還元熱分解法、これは過去に個別の企業が開発したもので、環境省のPVC等処理技術調査検討委員会において技術評価済みのものがございます。これにつきまして、PVCの分解を可能とする処理システムであることが認められており、と同時に、処理の過程で鉛を回収することも可能だということになります。

また、これらは過去に個別の企業が開発したもので、資源循環に資するものと承知しております。今後、こうした金属回収の技術等が活用されることにより、PVC汚染物だけではなく、鉛含有廃棄物の処理が一層促進されるものと考えております。

職場におきまして化学物質を取り扱う際には、安全データシート、いわゆるSDSの危険・有害性情報をに基づきましてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく健康障害防止対策を講じるよう、事業者に対して広く周知・指導しているところです。

○政府参考人(椎葉茂樹君) お答えさせていただきます。

職場におきまして化学物質を取り扱う際には、安全データシート、いわゆるSDSの危険・有害性情報をに基づきましてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく健康障害防止対策を講じるよう、事業者に対して広く周知・指導しているところです。

○秋野公造君 是非よろしくお願ひをしたいと思います。

私は、一度質疑もさせていただきましたが、例えば鉛を処理して回収をして再利用するといったことは非常に重要なことだと思っておりまして、それは、先ほど申し上げた塗膜を剥がす際に使う溶剤、この論文の一ページ目を開けていただきまして、ベンジルアルコール、これが三四・八%も含まれていたということで急性ベンジルアルコール中毒を来したという一例の論文であります。

もう一つ資料を一番最後に付けてございます。それは、先ほど申し上げた塗膜を剥がす際に使う溶剤、この論文の一ページ目を開けていただきまして、ベンジルアルコール、これが三四・八%も含まれていたところで急性ベンジルアルコール中毒を来したという一例の論文であります。

今回、議員御指摘の事案も踏まえつつ、引き続き、化学物質による健康障害防止対策について広く周知・指導していかないと考えております。

なお、今回、このベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあたる、気管挿管となって人工呼吸器まで陥つたところを見ていたと思います。

要旨のところを見ていたと思います。この使用方法、気管挿管となって人工呼吸器まで陥つたこと、二十四日後に退院でありますので、かなり長期の入院を要したということ、ベンジルアルコール中毒の治療の論文がないということを考

えますと、医療として確立されたものもなかなかないということを考えますと、起こしてはならないことだと思います。

この論文の二ページ目を見ていただきますと、例えば自張りをした閉鎖環境で使われたといふ

とありますて、お医者さんでありますから、この論文を書いた先生方は、一番最後のページ御覧いただきますと、閉鎖空間の開放ができたならば

ということを書いてくれておりますけど、飛散させではないといふことを考えますと、それもなかなか難しい、できないような状況であったと

いうことがあります。

私は、これは命に関わる事例でありますので、この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思います。

○政府参考人(椎葉茂樹君) お答えさせていただきます。

職場におきまして化学物質を取り扱う際には、安全データシート、いわゆるSDSの危険・有害性情報をに基づきましてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく健康障害防止対策を講じるよう、事業者に対して広く周知・指導しているところです。

○秋野公造君 是非よろしくお願ひをしたいと思います。

私は、一度質疑もさせていただきましたが、例えば鉛を処理して回収をして再利用するといったことは非常に重要なことだと思っておりまして、それは、先ほど申し上げた塗膜を剥がす際に使う溶剤、この論文の一ページ目を開けていただきまして、ベンジルアルコール、これが三四・八%も含まれていたところで急性ベンジルアルコール中毒を来したという一例の論文であります。

もう一つ資料を一番最後に付けてございます。それは、先ほど申し上げた塗膜を剥がす際に使う溶剤、この論文の一ページ目を開けていただきまして、ベンジルアルコール、これが三四・八%も含まれていたところで急性ベンジルアルコール中毒を来したという一例の論文であります。

今回、議員御指摘の事案も踏まえつつ、引き続き、化学物質による健康障害防止対策について広く周知・指導していかないと考えております。

なお、今回、このベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあたる、気管挿管となって人工呼吸器まで陥つたところを見ていたと思います。

要旨のところを見ていたと思います。この使用方法、気管挿管となって人工呼吸器まで陥つたこと、二十四日後に退院でありますので、かなり長期の入院を要したということ、ベンジルアルコール中毒の治療の論文がないということを考

えますと、医療として確立されたものもなかなかないということを考えますと、起こしてはならないことだと思います。

○秋野公造君 PVB処理を行つたためにはどうして先ほど申し上げた有用金属、有害金属を分け

てもこの剥離剤は必要であります、三四・九%のベンジルアルコールが入っています、酸素分